

事務連絡
平成 29 年 7 月 19 日

各正会員
事務局責任者 様

公益社団法人全国産業廃棄物連合会
専務理事 森谷 賢

LED 照明導入促進事業の 2 次公募について (周知依頼)

当連合会の事業の運営につきましては、日頃から格別のご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

さて、産業廃棄物処理業における地球温暖化対策に効果的な対策として、収集運搬車両や中間処理施設における対策も重要ですが、業務部門における対策、また、環境負荷の低減なども踏まえると、PCB 使用照明器具の LED 化なども有効であります。

このような状況の中、標題に関する事業の公募のお知らせが、環境省及び執行団体ホームページで公表されました。なお、公募説明会も開催されるとのことです。

つきましては、貴職におかれましても貴協会会員に対し周知頂く等、ご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

詳細につきましては、環境省HP 又は下記の連絡先にご確認頂ければと存じます。

記

【事業名】 LED 照明導入促進事業 (2 次公募)

(平成 29 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金)

【概要】 小規模な地方公共団体や商店街の街路灯等の LED 照明の調査・導入する事業を行うために必要な経費の一部、及び PCB 使用照明器具の LED への交換を支援する事業を行うために必要な経費の一部を補助する。

※産廃業界は、PCB 使用照明器具の LED 化が関係するかと思います。

詳細については、別添資料をご参照下さい。

【URL】 http://www.eta.or.jp/briefing/17_1_1led/170712.php

【公募期間】 平成 29 年 7 月 19 日 (水) ~ 平成 29 年 8 月 23 日 (水) 12 時必着

【連絡先】 (一社) 環境技術普及促進協会

〒534-0024 大阪市都島区東野田町 2-8-31 サンプラザビル京橋 7 階

【PCB 使用照明器具の LED 化による CO2 削減推進事業】

担当：水丸、菊池

Mail:pcb29@eta.or.jp Tel : 06-6353-2304

(連合会担当：横山)



報道発表資料

平成29年7月18日 | 地球環境

平成29年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(LED照明導入促進事業)の2次公募について

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(LED照明導入促進事業)の執行団体である一般社団法人環境技術普及促進協会が、当該補助金の2次公募を開始しますので、お知らせします。

1. 公募について

(1) 事業概要

「LED照明導入促進事業」は、小規模な地方公共団体や商店街の街路灯等のLED照明の調査・導入及びPCB使用照明器具のLED照明への交換に要する経費の一部を補助するものです。

(2) 公募実施期間

平成29年7月19日(水)～平成29年8月23日(水)12時まで

(3) 募集方法

応募方法の詳細については、一般社団法人環境技術普及促進協会のホームページをご覧ください。

※一般社団法人環境技術普及促進協会ホームページ

<http://www.eta.or.jp/>

2. 公募説明会

公募説明会は7月21日(金)～7月31日(月)に東京、大阪、岡山、小倉、名古屋の5会場で開催します。会場の詳細や申し込み方法等は、一般社団法人環境技術普及促進協会のホームページをご覧ください。

3. 問い合わせ先

一般社団法人環境技術普及促進協会

担当(地域におけるLED照明導入促進事業) 青木 西川 竹本

(PCB使用照明器具のLED化によるCO₂削減推進事業) 水丸 菊池

住所 〒534-0024 大阪府大阪市都島区東野田町2丁目8番31号 サンブラザビル京橋7F

TEL 06-6353-2304

E-mail (地域におけるLED照明導入促進事業) chiiki29@eta.or.jp

(PCB使用照明器具のLED化によるCO₂削減推進事業) pcb29@eta.or.jp

連絡先

環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室

直通 03-5521-8355

代表 03-3581-3351

室長 水谷 好洋 (内線6771)

室長補佐 高橋 和紀 (内線6759)

係長 西山 卓也 (内線6729)

担当 秦 健太郎 (内線6720)

平成29年度
二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(LED照明導入促進事業)
二次公募

2. PCB使用照明器具のLED化によるCO2削減推進事業の概要

平成29年7月
一般社団法人 環境技術普及促進協会

【事業概要】

(ア) 事業の目的

- 産業部門及び民生（業務）部門においては、昭和47年に製造が中止され、未だ相当数存在するPCB使用照明器具をLED照明に交換し、適正処理することで大幅な二酸化炭素排出削減が見込まれます。
- このため、本事業は、PCB使用照明器具のLED照明への交換を支援することにより、PCB早期処理を促進するとともに、二酸化炭素の排出の抑制を図ることを目的としています。

※ 本事業は、低炭素型製品の購入及び設置費用の一部を補助することで、PCB使用安定器の早期処理を加速化するため、平成29年度から3年間限定で行われるものです（予算措置が講じられた場合）。

(イ) 対象事業の要件

(1) 現在使用中の照明器具の安定器にPCBが含有されていること。

- 現在使用中の照明器具に付属している安定器にPCBが含まれていることが、安定器の銘板情報やメーカーへのヒアリング等によって確実であること。

(注) 交付申請時にPCBを含む照明器具(安定器)の使用状況がわかる資料を提出すること。

(2) LED化により生じるPCB廃棄物の早期処理が確実であること。

- PCB使用照明器具をLED照明器具に交換することにより生じる高濃度PCBを含有する安定器が、中間貯蔵・環境安全事業株式会社(以下「JESCO」という。)で早期に処理されることが確実であることを確認するため、当該安定器について下記の1)~3)を全て満たしていること。

- | |
|--|
| 1) PCB特別措置法第19条において準用する第8条第1項に基づく届出を都道府県市に提出していること。 |
| 2) JESCOへの予備登録が完了していること。 |
| 3) 平成31年3月31日 までにJESCOへの処分委託が完了すること。
(ただし、事業者に責のない事由によって遅れた場合はこの限りではない。) |

(3) 交換する照明器具がLED一体型器具であること。

(注) ランプのみの交換は適用外とするが、別置き電源ユニットを持ち、ランプと共に一体的に交換する照明器具は一体型器具と見なす。

- グリーン購入法第6条に基づき定められた環境物品等の調達に関する基本方針の基準を判断基準とします。(別紙参照)
- 対象の照明器具をLED照明器具に交換する際には、以下の要件を満たしていること。

- | |
|--|
| 1) 蛍光灯器具(オフィス・教室等)をLED照明器具に交換する場合
グリーン購入法に係る基本方針の別記12.の12-1に示されているLED照明器具の判断の基準等を満たしていること。 |
| 2) 水銀灯器具(倉庫・工場・グラウンド等)をLED照明器具に交換する場合
①グリーン購入法に係る基本方針の別記12.の12-1に示されているLED照明器具の判断の基準等を満たしていること。
②グリーン購入法に係る基本方針の別記12.の12-1に示されていないLED照明器具は、固有エネルギー消費効率が100lm/W以上であること。
③防災面における配慮が必要な環境で使用されるLED照明器具は、①及び②にかかわらず、固有エネルギー消費効率が80lm/W以上であること。 |
| 3) 水銀灯器具(道路用・街路用等)又は低圧ナトリウム灯器具(トンネル用等)をLED照明器具に交換する場合
グリーン購入法に係る基本方針の別記21.に示されている道路照明(LED道路照明)の判断の基準を満たしていること。 |

(ウ) 応募申請者

応募申請
民間企業
一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
法律により直接設立された法人
その他環境大臣の承認を経て協会が適当と認める者

※地方公共団体、独立行政法人は本補助金の対象外となります。

(エ) 補助金の交付額

補助対象経費の2分の1

(オ) 補助事業期間

補助事業の実施期間は、原則として単年度とし、平成30年2月28日までに完了することとします。

※なお、補助事業完了時期の目安は、平成30年1月31日までとしてください。